相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県伊予市湊町二三五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　須ノ内　操

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月三日

愛媛県松山市愛光町一番二四号

相続財産管理人　渡邉　美穂

（職名　司法書士　金子　美穂）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県久留米市西町三八六番地一、最後の住所福岡県筑後市大字熊野一〇六六番地一

〇ケアホーム久富ハウス

被相続人　亡　白尾ゆきえ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月三日

福岡県久留米市城南町二二番地の一四

相続財産管理人　司法書士　西中　智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分市大在浜二丁目一四五番地、最後の住所大分市大在浜二丁目四番一号

被相続人　亡　井手喜久代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月三日

大分市大字小野鶴一五三六番地の一九

相続財産管理人　石松　直美

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申しで下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十五年六月三日

一、墳墓等所在地　神奈川県三浦市初声町和田二五六五、二五六六

一、墳墓等の名称　日蓮宗　大泉寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　①大井美津子（勤篤院志道日省居士）　②荒井長吉　③服部家（慈光妙眼大姉他三霊）　④深入定圓信士他墓石類十三基　⑤慈徳院妙温信女（沼田シマ）　⑥松井和博（三霊）　⑦了圓院妙修日悟信女他墓石類一基　⑧唐池講中

一、改葬を行おうとする者　神奈川県三浦市初声町和田二五六四　宗教法人　日蓮宗　大泉寺

代表役員　椎名　龍洋

投資顧問業者営業保証金取戻し公告

投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令（平成十九年内閣府・法務省令第五号）第二条第一項の規定により次のように公告します。

一、供託者の商号　フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社

二、所在地　東京都中央区京橋二丁目一四番一号

三、代表者の氏名　小口　龍也

四、営業所名　本店

五、取戻しをしようとする営業保証金の額

金二五、〇〇〇、〇〇〇円

六、右の者（登録番号関東財務局長第六九九号）の営業保証金につき証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第四十条第三項の権利を有していた者は、平成二十五年十二月三日までに投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令別紙様式第一号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第二課に提出して下さい。

七、前項の申出書の提出がないときは、配当手続から除斥されます。

平成二十五年六月三日

東京都中央区京橋二丁目一四番一号

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社

代表取締役　小口　龍也

投資顧問業者営業保証金取戻し公告

投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令（平成十九年内閣府・法務省令第五号）第二条第一項の規定により次のように公告します。

一、供託者の商号　モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社（旧　モルガン・スタンレー証券株式会社）

二、所在地　東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号恵比寿ガーデンプレイスタワー

三、代表者の氏名　ジョナサン・キンドレッド

四、営業所名　本店

五、取戻しをしようとする営業保証金の額

金五、〇〇〇、〇〇〇円

六、右の者（登録番号関東財務局長第一五〇八号）の営業保証金につき証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第四十条第三項の権利を有していた者は、平成二十五年十二月三日までに投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令別紙様式第一号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第二課に提出して下さい。

七、前項の申出書の提出がないときは、配当手続から除斥されます。

平成二十五年六月三日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号恵比寿ガーデンプレイスタワー

モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社

代表取締役　ジョナサン・キンドレッド

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社アテック　愛知県名古屋市東区葵三丁目二四番四号

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十五年六月三日

愛知県名古屋市東区葵三丁目二四番四号

株式会社アテック

代表取締役　中島　郁文

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社アテック　株式会社アテック東京営業所　東京都港区三田三丁目一番四号Ｎｅｔ．一　三田ビル五Ｆ

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十五年六月三日

愛知県名古屋市東区葵三丁目二四番四号

株式会社アテック

代表取締役　中島　郁文

債権申出の公告（第三回）

当社は、平成二十五年四月二十六日厚生労働大臣の承認により規約型確定給付企業年金を終了したので、当社規約型確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年六月三日

川崎市川崎区小田栄二丁目一番一号

宮崎電線工業株式会社

規約型確定給付企業年金清算人

細田　多美